

1 概要

【参考：令和3年度予算会派要望】

税金の使い道の見える化の一つとして、既存団体への補助金・助成金関連の資料やデータをホームページ上において公開する仕組みを構築していただきたい。

補助金とは、地方自治法第232の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、本市では、市民サービスの向上および市民活動の促進を図るため、様々な補助金を支出しています。今回、行政情報の積極的な「見える化」を図るため、補助金の一部を市ホームページに掲載します。

2 補助金の定義

市が特定の事業または研究を行う者に対し、市が公益上必要であると認めた場合に、その事業もしくは研究を育成・助長するため、反対給付なくして支出するもの。（「地方財務実務提要」参考）

3 補助金の性質

【※負担金】法令、契約等に基づいて国や他の地方公共団体等が行う特定の事業から特定の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し支出するもの。

【※交付金】法令等により、団体や組合などに対し、市の事務を委託している場合において、当該事務処理の対価として交付するもの。

大分類	小分類	説明		
制度的補助金	国等の制度に基づく補助金	国等の制度に基づいて補助するもの（例：特別定額給付金等）		
政策的補助金	個人補助金	政策的に個人に給付する補助金 社会情勢や少子高齢化対策等、政策的判断等により個人に対して補助するもの。		
	団体補助金	団体運営費補助金	団体等が実施する事業に公益性があると認定した上で、その団体等の運営に必要な基礎的経費を補助するもの（公益上必要とされる業務を執行している団体への財政支援）	
		事業費補助金	イベント補助	公益的なイベントまたは市が実施主体の一員として開催するイベントの実施に対して補助するもの
			建設事業費補助	公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備等について補助するもの
	その他事業費補助	公益上必要となる事業の実施に対して補助するもの、または市の施策推進のために必要とされる特定事業の実施に対して補助するもの		

4 見える化の対象

団体補助金のうち、団体運営費補助金については、本来、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の支援措置として、団体が自立できるまでの一定期間を想定して交付すべきものですが、インセンティブが働かないことなどにより、自立を阻害することや、補助基準が曖昧になる側面があります。また、事業費補助金については、様々な団体が活動を行っている中、委託手続によらず、特定の事業者への補助が常態化してしまうことや、性質上、施設整備に係る補助金等は、1件当たりの補助金が高額になる側面があるなど、透明性の確保や説明責任が強く要求されます。このことから、制度的補助金や個人補助金を除く団体補助金を見える化の対象とします。

5 スケジュール

・照会～校正 令和4年8月上旬～9月中旬

・ホームページ公開 令和4年9月下旬